証券コード8381
平成23年6月8日

株主の皆様へ

島根県松江市魚町10番地
株式会社山陰合同銀行
取締役頭取　古瀬　誠

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　本年3月の東日本大震災により、被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げます。
　さて、当行**第108期定時株主総会**を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成23年6月23日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成23年6月24日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　島根県松江市魚町10番地　**当行本店（3階大ホール）**
3. **会議の目的事項**
   報告事項
   1. 第108期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
   2. 第108期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

   決議事項
   第1号議案　剰余金の処分の件
   第2号議案　定款一部変更の件
   第3号議案　取締役8名選任の件
   第4号議案　監査役2名選任の件
   第5号議案　取締役の報酬額改定の件
   第6号議案　取締役および監査役に対するストック・オプション報酬額の改定および新株予約権の内容変更の件

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類および添付書類の内容について、修正する必要が生じた場合には、当行ホームページ（http://www.gogin.co.jp）において、その旨掲載させていただきます。

4.　議決権行使についてのご案内

(1)　書面による議決権行使の場合

　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2)　インターネット等による議決権行使の場合

　当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-kosi.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、前記の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

　なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、69ページから70ページまでの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

(3)　重複行使の取扱い

　書面およびインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

　また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以　上

添付書類

第108期（平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで）事業報告

1.　当行の現況に関する事項

(1)　事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行の本店ほか支店92カ店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務等を行っております。

（金融経済環境）

当期のわが国経済をみると、年度前半は、中国・東南アジアを中心とする海外需要や国内経済対策を背景に、輸出や生産、個人消費などを中心に総じて持ち直しの動きがみられ、企業収益も改善しました。夏場以降に、これまで回復を牽引してきた輸出や生産の増勢が鈍化するなど、景気は足踏み状態に向かいましたが、その後も好調な海外の景気動向などを受けて、再び成長基調に向かうことが期待されていました。しかし、３月の東日本大震災の影響により年度末には弱い動きとなり、先行きについても、当面は電力不足の問題などから不透明感の強い動きが続くものと考えられます。

短期金融市場では、日本銀行が無担保コールレート（翌日物）の誘導目標を平成20年12月19日以降、0.1％（平成22年10月５日０～0.1％に変更）の低水準に維持しており、期中は0.1％付近で推移しました。長期金利（10年国債利回り）は、期初1.3％台でスタートしましたが、デフレの長期化懸念などを背景として、８月には0.9％台まで低下し、更に、10月５日に日本銀行が包括的金融緩和政策を発表したことなどから0.8％台まで低下しました。その後、米国長期金利が上昇基調になったことから反転し、期末には1.2％台となりました。

日経平均株価は、期初11,000円台でスタートしましたが、５月に10,000円を割り込むとその後はほぼ9,000円台で推移し、８月には円高の進行に伴い、一時8,800円台まで低下しました。11月には米国景気の回復期待などにより10,000円台まで上昇し、その後も10,000円台で推移したものの、東日本大震災を機に下落し、期末は9,755円10銭（終値）となりました。

対米ドル円相場は、期初93円台でスタートしましたが、その後、80円台前半へと急速に円高が進みました。９月15日には政府・日本銀行が約６年半ぶりに円売りド

ル買い介入を実施し、86円手前まで戻す局面もありましたが、その後は80円から84円の間で推移しました。３月には東日本大震災の影響で、一時76円台に急騰しましたが、協調介入をうけ、期末には82円台となりました。対ユーロ円相場は、期初127円台でスタートしましたが、南欧の財政危機を発端にユーロ安が進行し、８月には一時105円台をつけました。年明け以降は、欧州中央銀行の利上げ観測を背景にユーロが買われ、期末は117円台となりました。

（当行の業況）

当行では平成21年度から平成23年度までの３カ年を計画期間とする中期経営計画を策定し、「調達力の増強による収益力の強化」「新たな収益機会の創出」「ローコスト化の促進」の施策により、諸活動を展開しておりますが、３カ年計画の２年目にあたる当期の業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、法人預金及び公金預金が減少しましたが、個人預金が引き続き順調に推移したほか、金融機関預金も増加した結果、期中523億円増加し、期末残高は３兆4,957億円となりました。

なお、預り資産（公共債・投資信託・年金保険）は、期中93億円減少し、期末残高は3,108億円となりました。

貸出金は、住宅ローンなどの個人向け貸出が減少したほか、企業の資金需要が低迷する山陰両県などで法人向け貸出が減少しましたが、東京地区での企業の資金需要に対応したことなどから、期中291億円増加し、期末残高は２兆1,828億円となりました。

有価証券は、市場動向や投資環境を勘案し、引き続き安全性・効率性を重視した投資に努めた結果、期中268億円増加し、期末残高は１兆3,652億円となりました。

損益状況については、クレジットカードの銀行本体発行開始に伴う利息収入の計上や国内預金利回りの低下、国際部門損益の改善などから資金利益が増加しました。このほか、クレジットカード関連の手数料収入の計上を主因とした役務取引等利益の増加に加え、債券関係損益の改善といった利益増加要因がありました。これに対し、利益減少要因としては、クレジットカードの銀行本体発行開始に伴う経費を計上したほか、与信費用の増加や株式等関係損益の減少などがありました。

この結果、経常利益は前期比２億90百万円減少の145億２百万円となりました。また、当期純利益は、固定資産の減損損失などを特別損失に計上した結果、前期比１億97百万円減少の84億49百万円となりました。

（対処すべき課題）
　地域および取引先に対してしっかりと金融仲介機能を発揮するとともに、取引先企業の経営課題の解決にお役に立てるようにコンサルティング機能を発揮してまいります。また、ビジネスマッチング業務などを通じて、地域の活力を引き出す取組みに努めてまいります。そのためには、当行も安定した収益を計上し、健全性を維持していくことが必要です。
　中期経営計画で掲げた「調達力の増強による収益力の強化」「新たな収益機会の創出」「ローコスト化の促進」の施策を着実に実践して収益力を高め、地域金融機関としての社会的責任を果たしてまいります。
　株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	**32,482**	**33,319**	**34,434**	**34,957**
定期性預金	18,248	18,865	19,194	19,517
その他	14,234	14,453	15,239	15,440
貸出金	**21,422**	**21,503**	**21,536**	**21,828**
個人向け	5,207	5,033	4,804	4,757
中小企業向け	9,207	8,913	8,670	8,535
その他	7,007	7,556	8,061	8,535
商品有価証券	**6**	**5**	**7**	**5**
有価証券	**13,383**	**12,394**	**13,383**	**13,652**
国債	9,199	8,718	9,569	9,651
地方債	1,927	1,843	1,732	1,603
その他	2,257	1,832	2,081	2,397
総資産	**36,315**	**37,399**	**38,651**	**39,640**
内国為替取扱高	**377,500**	**345,395**	**321,627**	**325,928**
外国為替取扱高	百万ドル **30,904**	百万ドル **26,716**	百万ドル **32,495**	百万ドル **37,053**
経常利益	百万円 **13,514**	百万円 **12,744**	百万円 **14,792**	百万円 **14,502**
当期純利益	百万円 **7,427**	百万円 **7,620**	百万円 **8,646**	百万円 **8,449**
1株当たりの当期純利益	**43円45銭**	**44円64銭**	**50円71銭**	**50円50銭**

（注）1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
　　2.　1株当たりの当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,057人	2,082人
平均年齢	40年10月	40年５月
平均勤続年数	19年１月	18年４月
平均給与月額	374千円	371千円

（注）1.　平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3.　平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
		うち出張所		うち出張所
島根県	68店	(27)	68店	(27)
鳥取県	59	(25)	59	(25)
東京都	1	(　0)	1	(　0)
大阪府	1	(　0)	1	(　0)
兵庫県	6	(　0)	6	(　0)
岡山県	5	(　0)	5	(　0)
広島県	5	(　0)	5	(　0)
国内計	145	(52)	145	(52)
海外	0	(　0)	0	(　0)
合計	**145**	(52)	**145**	(52)

（注）　上記のほか、駐在員事務所等を次のとおり設置しております。なお、店舗外現金自動設備には、コンビニATM設置か所を含めております。

駐在員事務所　当年度末　4か所（前年度末　4か所）
店舗外現金自動設備　〃　478か所（　〃　267か所）

ロ．当年度新設営業所

該当事項はありません。

（注）　店舗外現金自動設備を島根県で112か所新設し、鳥取県で100か所新設及び１か所廃止いたしました。

ハ．銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社　ごうぎん代理店	島根県松江市白潟本町71番地	—

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	1,588

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　　　　容	金　　額
オンラインシステム関連投資総額	1,306

（注）　金額欄は当年度中の投資額であります。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
松江不動産株式会社	島根県松江市魚町10番地	事業用動産／不動産の管理・賃貸業務	昭和９年12月19日	150	100.00	—
合銀ビジネスサービス株式会社	島根県松江市白潟本町18番地	現金／小切手等の集配・整理・保管業務、ATM等保守管理業務	昭和55年４月１日	10	100.00	—
ごうぎんスタッフサービス株式会社	島根県松江市白潟本町71番地	労働者派遣事業、職業紹介事業、紹介予定派遣事業	昭和61年12月２日	10	100.00	—
株式会社ごうぎん代理店	島根県松江市白潟本町71番地	銀行代理業	平成16年３月12日	50	100.00	—
株式会社山陰オフィスサービス	島根県松江市袖師町６番10号	文書／証票等作成、保管等業務、銀行事務集中処理業務	平成16年６月７日	10	100.00	—
山陰債権回収株式会社	島根県松江市白潟本町71番地	債権回収業務	平成14年４月２日	500	95.00	—
山陰総合リース株式会社	島根県松江市白潟本町63番地	リース業	昭和50年４月１日	30	5.00	—
ごうぎん保証株式会社	島根県松江市白潟本町71番地	信用保証業務	昭和54年４月２日	30	8.33	—
株式会社ごうぎんクレジット	島根県松江市白潟本町23番地	クレジットカード業務、信用保証業務	昭和59年４月３日	70	4.72	—
株式会社山陰経済経営研究所	島根県松江市白潟本町18番地	金融／経済の調査・研究、情報提供	昭和60年９月３日	10	5.00	—
ごうぎんシステムサービス株式会社	島根県松江市袖師町６番10号	データ処理、伝送役務の提供業務、ATM等集中監視業務	平成２年３月22日	10	5.00	—
ごうぎんキャピタル株式会社	島根県松江市白潟本町71番地	ベンチャーキャピタル	平成８年１月16日	150	5.00	—

（注）1.　資本金は単位未満を、当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第３位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。

2.　連結対象子会社は上記の重要な子会社等12社であり、当期の連結経常収益は97,120百万円、連結当期純利益は8,827百万円であります。

重要な業務提携の概況

1.　地方銀行63行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称ACS)を行っております。
2.　地方銀行63行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連(農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3.　地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行63行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

当行は、平成23年４月27日開催の取締役会において、「経営に関する意思決定機能および業務執行監督機能」と「業務執行機能」を明確に分離し、コーポレートガバナンスの強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入することを決議しております。

なお、執行役員制度は、平成23年６月24日開催予定の当行第108期定時株主総会終結時をもって導入する予定です。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
古瀬　誠	(代表取締役) 取締役頭取		
長井　勇喜夫	(代表取締役) 専務取締役 鳥取駐在、鳥取営業本部長		
久保田　一朗	(代表取締役) 専務取締役		
野坂　正史	(代表取締役) 専務取締役		
皆廣　繁夫	常務取締役 米子駐在、米子営業本部長		
神原　卓磨	常務取締役		
小田　光則	常務取締役 岡山駐在、山陽・兵庫営業本部長		
石丸　文男	常務取締役		
坂口　平兵衛	取締役 (非常勤)(社外)	坂口合名会社　代表社員 株式会社ホテルシステムズ米子　代表取締役	
多胡　秀人	取締役 (非常勤)(社外)	有限会社多胡事務所　代表取締役	
影山　敬三	取締役 地域振興部長		
稲場　久和	取締役 浜田駐在、石見営業本部長		
千家　充伸	取締役 米子支店長		
中ノ森　寿昭	取締役 鳥取営業部長		
青山　隆一	取締役 経営企画部長		
竹迫　泰裕	取締役 加古川支店長		
山本　陽一郎	取締役 CR統括部長		
中谷　喜久雄	常勤監査役		
廣瀬　方利	常勤監査役		

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
中村寿夫	監査役 （非常勤）（社外）	中村法律事務所　弁護士	
河本充弘	監査役 （非常勤）（社外）	弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士	
川中修一	監査役 （非常勤）（社外）	川中・野口法律事務所　弁護士	
（当年度中に退任した役員）			
若佐博之	取締役会長		平成22年 6月24日 任期満了
石川茂夫	取締役		平成22年 6月24日 任期満了

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等
取締役	19名	436（191）
監査役	5名	67（ 16）
計	24名	503（208）

（注）1.　「報酬等」欄の（　）内は、確定金額報酬以外の金額として、取締役に対する業績連動報酬69百万円、株式報酬型ストック・オプション138百万円（内訳 取締役122百万円、監査役 16百万円）を内書きしております。

2.　株主総会で定められた確定金額報酬の限度額は、取締役350百万円、監査役55百万円であります。
また、業績連動報酬枠は以下のとおりであります。

当期純利益（単体）	業績連動報酬枠（うち社外取締役分）
100億円超	90百万円（3百万円以内）
90億円超～100億円以下	80百万円（3百万円以内）
80億円超～ 90億円以下	70百万円（2百万円以内）
70億円超～ 80億円以下	60百万円（2百万円以内）
60億円超～ 70億円以下	50百万円（2百万円以内）
50億円超～ 60億円以下	40百万円（2百万円以内）
50億円以下	0

なお、株式報酬型ストック・オプションの割当限度額は、取締役 年額 150百万円以内（うち社外取締役分は5百万円以内）、監査役 年額 20百万円以内としております。

3.　「支給人数」及び「報酬等」には、平成22年6月24日開催の第107期定時株主総会の終結の時をもって退任した、取締役2名を含んでおります。

4.　上記「報酬等」以外に、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬は49百万円であります。

3.　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
坂　　口　　平 兵 衞	坂口合名会社　代表社員 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付を行っております。 株式会社ホテルシステムズ米子　代表取締役
多　　胡　　秀　　人	有限会社多胡事務所　代表取締役
中　　村　　寿　　夫	中村法律事務所　弁護士
河　　本　　充　　弘	弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士
川　　中　　修　　一	川中・野口法律事務所　弁護士

(注)　取締役 多胡秀人氏ならびに監査役 中村寿夫氏、河本充弘氏及び川中修一氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
坂　口　平兵衞	24年９ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち７回に出席しております。	企業経営に携わっている見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
多　胡　秀　人	３年９ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。	地域金融機関を中心に経営コンサルティング業務に携わっている見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
中　村　寿　夫	16年９ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
河　本　充　弘	５年９ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しております。また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
川　中　修　一	２年９ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

(4) 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	34（10）	―

（注）「銀行からの報酬等」欄の（　）内は、確定金額報酬以外の金額として、取締役に対する業績連動報酬１百万円、株式報酬型ストック・オプション８百万円（内訳 取締役　３百万円、監査役　５百万円）を内書きしております。

4.　当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　495,021千株

発行済株式の総数　167,927千株

(2) 当年度末株主数

14,764名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,828 千株	4.71 %
日本生命保険相互会社	7,278	4.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,972	2.99
山陰合同銀行従業員持株会	4,736	2.85
第一生命保険株式会社	4,069	2.45
住友生命保険相互会社	3,006	1.81
明治安田生命保険相互会社	2,850	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口９)	2,562	1.54
日本興亜損害保険株式会社	2,449	1.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社中電工口)	2,240	1.35

（注）1.　持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2.　持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3.　持株比率は、自己株式（2,003,510株）を控除して算出しております。

5.　当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

第１回新株予約権

A.　新株予約権の割当日　　平成20年７月25日
B.　新株予約権の行使期間　　平成20年７月26日から平成45年７月25日まで
C.　権利行使価額（１株当たり）　　１円
D.　権利行使についての条件　　新株予約権者は、当行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役(社外役員を除く)	937個	当行普通株式 93,700株	10名
社外取締役	40個	当行普通株式 4,000株	2名
監査役	190個	当行普通株式 19,000株	5名

(注)　監査役が有している新株予約権には、監査役就任前の取締役在任期間中に付与されたものを含めております。

第２回新株予約権

A.　新株予約権の割当日　　平成21年７月23日
B.　新株予約権の行使期間　　平成21年７月24日から平成46年７月23日まで
C.　権利行使価額（１株当たり）　　１円
D.　権利行使についての条件　　新株予約権者は、当行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役(社外役員を除く)	1,303個	当行普通株式 130,300株	13名
社外取締役	44個	当行普通株式 4,400株	2名
監査役	207個	当行普通株式 20,700株	5名

第３回新株予約権

A.　新株予約権の割当日　平成22年７月23日

B.　新株予約権の行使期間　平成22年７月24日から平成47年７月23日まで

C.　権利行使価額（１株当たり）　１円

D.　権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	1,910個	当行普通株式 191,000株	15名
社外取締役	58個	当行普通株式 5,800株	2名
監査役	272個	当行普通株式 27,200株	5名

(2)　事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　河野　明 指定有限責任社員　根津昌史 指定有限責任社員　久保　隆	58	会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 国際財務報告基準への移行等にかかる助言業務

（注）1.　当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.　会計監査人に、当行、当行子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、65百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

　当行では、会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が職業的専門家として適切な監査を実施しているかにつき、監査役が適宜監視を行うとともに、会計監査人の再任の適否に関し、その職務遂行の状況などから毎期検討し、再任が適切でないと判断される場合には、取締役会は、監査役会の同意を得て、会計監査人を不再任とすることにつき、株主総会の議案といたします。

　また、会社法第340条第１項に該当する場合には、監査役全員の同意により、監査役会は会計監査人を解任するほか、会計監査人に法令違反などの行為があり、適切な監査ができないと判断される場合には、会計監査人を解任または不再任とすることにつき、株主総会の議案とすることを取締役会に請求いたします。

ロ．当行の重要な子会社のうち、山陰債権回収株式会社は当行の会計監査人以外の会計監査人である、公認会計士山川博司事務所山川博司氏の監査を受けております。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8.　業務の適正を確保する体制

当行は取締役会において、下記のとおり体制を整備しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

Ａ．役職員が遵守すべき倫理基準及び具体的な行動指針を規定した「倫理綱領（企業行動原理及び役職員の行動規範）」を制定し、継続的なコンプライアンス研修等により全役職員に周知徹底を図っています。

Ｂ．全営業店・本部各部にコンプライアンス・オフィサーを配置し、さらにコンプライアンス統括部署を設置してコンプライアンス態勢の強化を図るとともに、コンプライアンス委員会はコンプライアンス態勢確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について協議を行い、その内容は取締役会に報告する体制としています。

Ｃ．コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、継続的なコンプライアンス態勢の充実・強化を図っています。

Ｄ．取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当行から独立した社外取締役を選任しています。

Ｅ．業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部監査規程及び内部監査方針にしたがい内部監査を実施しています。

Ｆ．内部通報制度を設け、グループ内の役職員が当行のコンプライアンス統括部署または社外窓口（弁護士）に直接通報できる体制としています。

Ｇ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一元的な管理体制により介入を排除するとともに、取引の防止に努めています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書保存を定める行内規程にしたがい、適切に保存・保管することとしています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

Ａ．当行は、業務執行に係るリスクとして以下のリスクを認識しています。

a.信用リスク　b.市場リスク　c.流動性リスク　d.オペレーショナル・リスク

Ｂ．リスク管理の基本方針を定めた行内規程にもとづき、上記のリスク種類ごとにリスク管理主管部署を定め、さらにそれを統合的に管理するリスク統括部署を設置し、関連会社を含めた統合的リスク管理体制の確立を図っています。また、資産・負債の総合管理や統合的リスク管理等を目的にALM委員会を設置し、当委員会

で具体的な協議を行っています。

Ｃ．不測の緊急事態の発生に対しては、緊急対策要領を定め、統一的な危機管理対応ができる体制としています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて業務執行を行っています。また、経営の重要事項については、多面的な検討を行うため常務会で協議を行うこととしています。

(5) 当行並びに当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

Ａ．グループ会社の運営を統括する部署を設置し、「関連会社運営規程」にもとづいて経営全般にわたる指導・管理を行っています。また、グループ会社に対し当行監査部による監査を実施しています。

Ｂ．内部通報制度を設け、グループ内の役職員が当行のコンプライアンス統括部署または社外窓口（弁護士）に直接通報できる体制としています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専属の使用人を１名配置しています。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

専属の使用人は他部署の使用人を兼務せず、また、その人事異動については監査役会の意見を尊重しています。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役へ報告する基準等について監査役と協議のうえ定めるとともに、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告することとしています。また、上記にかかわらず取締役及び使用人は、監査役から報告を求められたときにはこれに応ずるものとしています。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は監査役と定期的に意見交換会を開催しています。また、常務会・コンプライアンス委員会・ALM委員会・業務推進会議等の重要な会議には、監査役が出席できる旨を関連する規程に明記しています。

第108期末（平成23年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**268,171**	**預金**	**3,495,796**
現金	41,790	当座預金	102,946
預け金	226,380	普通預金	1,269,209
コールローン	**71,195**	貯蓄預金	61,210
買入金銭債権	**4,866**	通知預金	11,121
商品有価証券	**522**	定期預金	1,678,160
商品国債	440	定期積金	3,127
商品地方債	82	その他の預金	370,021
金銭の信託	**6,434**	**コールマネー**	**16,140**
有価証券	**1,365,217**	**債券貸借取引受入担保金**	**19,431**
国債	965,142	**借用金**	**92,740**
地方債	160,359	借入金	92,740
社債	135,197	**外国為替**	**13**
株式	43,297	売渡外国為替	7
その他の証券	61,220	未払外国為替	5
貸出金	**2,182,840**	**その他負債**	**37,078**
割引手形	11,985	未払法人税等	2,228
手形貸付	71,881	未払費用	7,090
証書貸付	1,831,652	前受収益	1,356
当座貸越	267,320	給付補てん備金	1
外国為替	**7,774**	金融派生商品	3,393
外国他店預け	7,612	リース債務	1,155
買入外国為替	47	資産除去債務	300
取立外国為替	114	その他の負債	21,552
その他資産	**30,083**	**賞与引当金**	**997**
前払費用	66	**退職給付引当金**	**10,889**
未収収益	6,684	**睡眠預金払戻損失引当金**	**282**
先物取引差金勘定	2	**その他の偶発損失引当金**	**515**
金融派生商品	10,156	**再評価に係る繰延税金負債**	**3,985**
その他の資産	13,173	**支払承諾**	**21,182**
有形固定資産	**42,742**	**負債の部合計**	**3,699,054**
建物	14,955	（純資産の部）	
土地	24,298	**資本金**	**20,705**
建設仮勘定	0	**資本剰余金**	**15,516**
その他の有形固定資産	3,488	資本準備金	15,516
無形固定資産	**2,318**	**利益剰余金**	**202,922**
ソフトウェア	2,023	利益準備金	17,584
その他の無形固定資産	295	その他利益剰余金	185,337
繰延税金資産	**9,347**	固定資産圧縮積立金	207
支払承諾見返	**21,182**	別段積立金	175,329
貸倒引当金	**△47,612**	繰越利益剰余金	9,800
投資損失引当金	**△1,048**	**自己株式**	**△1,396**
		（株主資本合計）	**237,747**
		その他有価証券評価差額金	**24,010**
		繰延ヘッジ損益	**△4**
		土地再評価差額金	**2,900**
		（評価・換算差額等合計）	**26,906**
		新株予約権	**329**
		純資産の部合計	**264,983**
資産の部合計	**3,964,038**	**負債及び純資産の部合計**	**3,964,038**

第108期（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		82,079
資金運用収益	64,775	
貸出金利息	39,419	
有価証券利息配当金	20,985	
コールローン利息	312	
買現先利息	11	
預け金利息	414	
金利スワップ受入利息	367	
その他の受入利息	3,265	
役務取引等収益	8,836	
受入為替手数料	2,830	
その他の役務収益	6,005	
その他業務収益	7,354	
外国為替売買益	435	
商品有価証券売買益	19	
国債等債券売却益	6,813	
国債等債券償還益	6	
その他の業務収益	79	
その他経常収益	1,113	
株式等売却益	564	
金銭の信託運用益	69	
その他の経常収益	479	
経常費用		67,576
資金調達費用	9,326	
預金利息	7,391	
譲渡性預金利息	32	
コールマネー利息	542	
債券貸借取引支払利息	93	
借用金利息	32	
金利スワップ支払利息	935	
その他の支払利息	298	
役務取引等費用	4,021	
支払為替手数料	509	
その他の役務費用	3,511	
その他業務費用	3,731	
国債等債券売却損	2,735	
国債等債券償還損	227	
金融派生商品費用	144	
その他の業務費用	624	
営業経費	39,514	
その他経常費用	10,982	
貸倒引当金繰入額	8,583	
貸出金償却	2	
株式等売却損	1,105	
株式等償却	1,069	
その他の経常費用	222	
経常利益		14,502
特別利益		6
固定資産処分益	3	
償却債権取立益	3	
特別損失		1,103
固定資産処分損	67	
減損損失	885	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	149	
税引前当期純利益		13,406
法人税、住民税及び事業税		4,624
法人税等調整額		332
法人税等合計		4,957
当期純利益		8,449

第108期（平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　　　　目	金　　　　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	20,705
当期末残高	20,705
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	15,516
当期末残高	15,516
その他資本剰余金	
前期末残高	―
当期変動額	
自己株式の処分	2
自己株式の消却	△2
当期変動額合計	―
当期末残高	―
資本剰余金合計	
前期末残高	15,516
当期変動額	
自己株式の処分	2
自己株式の消却	△2
当期変動額合計	―
当期末残高	15,516
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	17,584
当期末残高	17,584
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	
前期末残高	211
当期変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	△4
当期変動額合計	△4
当期末残高	207
別段積立金	
前期末残高	170,329
当期変動額	
別段積立金の積立	5,000
当期変動額合計	5,000
当期末残高	175,329
繰越利益剰余金	
前期末残高	8,887
当期変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	4
別段積立金の積立	△5,000
剰余金の配当	△1,515
当期純利益	8,449
自己株式の消却	△1,391
土地再評価差額金の取崩	366
当期変動額合計	913
当期末残高	9,800

科　　　　　　　　目	金　　　　　　　額
利益剰余金合計	
前期末残高	197,013
当期変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	—
別段積立金の積立	—
剰余金の配当	△1,515
当期純利益	8,449
自己株式の消却	△1,391
土地再評価差額金の取崩	366
当期変動額合計	5,908
当期末残高	202,922
自己株式	
前期末残高	△609
当期変動額	
自己株式の取得	△2,224
自己株式の処分	43
自己株式の消却	1,394
当期変動額合計	△787
当期末残高	△1,396
株主資本合計	
前期末残高	232,625
当期変動額	
剰余金の配当	△1,515
当期純利益	8,449
自己株式の取得	△2,224
自己株式の処分	45
自己株式の消却	—
土地再評価差額金の取崩	366
当期変動額合計	5,121
当期末残高	237,747
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	23,887
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	123
当期変動額合計	123
当期末残高	24,010
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	210
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△214
当期変動額合計	△214
当期末残高	△4
土地再評価差額金	
前期末残高	3,267
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△366
当期変動額合計	△366
当期末残高	2,900
評価・換算差額等合計	
前期末残高	27,365
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△458
当期変動額合計	△458
当期末残高	26,906

科　　　　　　　目	金　　　　　　　額
新株予約権	
前期末残高	231
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	98
当期変動額合計	98
当期末残高	329
純資産合計	
前期末残高	260,222
当期変動額	
剰余金の配当	△1,515
当期純利益	8,449
自己株式の取得	△2,224
自己株式の処分	45
土地再評価差額金の取崩	366
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△360
当期変動額合計	4,761
当期末残高	264,983

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
   商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
   (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
   (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
   デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
   (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
   有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　　15年～50年
   その他　　５年～15年
   (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
   無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
   (3) リース資産
   所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
   外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
   (1) 貸倒引当金
   貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
   なお、破綻懸念先及び要注意先のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
   すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(6) その他の偶発損失引当金

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の固定金利貸出金やデリバティブを内包した仕組預金に対して個別に金利スワップ取引等の紐付けを行い、金利スワップの特例処理、あるいは繰延ヘッジを行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は22百万円減少し、税引前当期純利益は172百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は295百万円であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1.　関係会社の株式及び出資金総額　　　　　　　　2,600百万円

2.　貸出金のうち、破綻先債権額は14,724百万円、延滞債権額は53,659百万円であります。
　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3.　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は870百万円であります。
　なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4.　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,664百万円であります。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5.　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,917百万円であります。
　なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6.　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,033百万円であります。

7.　ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、32,442百万円であります。

8.　担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	286,720百万円
その他の資産	67百万円
担保資産に対応する債務	
預　　金	102,896百万円
債券貸借取引受入担保金	19,431百万円
借 用 金	92,740百万円

　上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券89,202百万円及びその他の資産16百万円を差し入れております。
　また、その他の資産のうち保証金は575百万円であります。

9.　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、589,701百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが574,586百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

9,784百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　48,275百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,039百万円
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は22,646百万円であります。
14. １株当たりの純資産額　1,595円03銭
15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　122百万円
16. 関係会社に対する金銭債権総額　8,761百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額　11,059百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	152百万円
役務取引等に係る収益総額	36百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	67百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	44百万円
役務取引等に係る費用総額	1,219百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2,434百万円

2. 「その他の経常費用」には、貸出債権等の売却に伴う損失48百万円を含んでおります。
3. １株当たり当期純利益金額　50円50銭
4. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　50円40銭
5. 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております（ただし、連携して営業を行っている出張所・代理店は当該営業店単位に含む)。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。賃貸資産は、原則賃貸先毎にグルーピングを行っております。

このうち、以下の資産グループ（営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下がみられる営業店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計885百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地　域	主な用途	種　類	減損損失
山陰地区	営業店舗	土地・建物	776百万円
山陰地区	遊休資産	土地・建物	28百万円
その他	営業店舗	土地・建物	77百万円
その他	遊休資産	土地・建物	2百万円
合　計			885百万円

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の資産については、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした正味売却価額により評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

1.　自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

		前事業年度末株　式　数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株　式　数	摘　要
自己株式						
	普通株式	773	3,286	2,056	2,003	（注）
	合計	773	3,286	2,056	2,003	

（注）　自己株式の増加のうち1,747千株は株式会社ごうぎんクレジットの一部事業を承継する吸収分割に対する反対株主からの自己株式の買取り、1,500千株は自己株式の市場買付、39千株は単元未満株式の買取請求によるものであります。また、自己株式の減少のうち2,000千株は自己株式の消却、48千株は新株予約権の行使、8千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1.　売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	1

2. 満期保有目的の債券（平成23年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	14,590	14,705	115
	その他	—	—	—
	小計	14,590	14,705	115
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,056	7,916	△139
	その他	—	—	—
	小計	8,056	7,916	△139
合計		22,646	22,621	△24

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

（注） 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	720
関連法人等株式	—
合計	720

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4.　その他有価証券（平成23年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,634	11,523	5,110
	債券	1,185,177	1,146,311	38,866
	国債	965,142	933,502	31,640
	地方債	158,222	153,099	5,122
	短期社債	—	—	—
	社債	61,812	59,709	2,102
	その他	26,968	26,287	681
	小計	1,228,780	1,184,122	44,658
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	21,720	25,571	△3,850
	債券	52,876	53,322	△446
	国債	—	—	—
	地方債	2,136	2,190	△53
	短期社債	—	—	—
	社債	50,739	51,132	△393
	その他	30,511	30,807	△295
	小計	105,108	109,701	△4,592
合計		1,333,888	1,293,823	40,065

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	4,222
その他	3,740
合計	7,963

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5.　当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	50	50	0
その他	—	—	—
合計	50	50	0

（売却の理由）　買入消却によるものであります。

6.　当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	6,729	564	1,105
債券	518,646	6,552	1,781
国債	503,100	6,061	1,692
地方債	10,313	317	—
短期社債	—	—	—
社債	5,232	173	89
その他	12,933	259	954
合計	538,309	7,377	3,840

7.　減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、930百万円（すべて株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるのは、下記(1)または(2)の①から③のいずれかに該当した場合としております。

(1)　基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ50％以上下落した場合。

(2)　基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ30％以上下落した場合。

①　株式・投資信託は、時価が基準日から起算して過去１年間に一度も取得原価の70％を超えていない場合。ただし、基準日より１年以内に新規取得した銘柄で30％以上下落した銘柄は、個別にその下落要因等を検討し、回復可能性の判定を行う。

②　株式は、当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または２期連続して当期損失を計上した場合。

③　債券は、時価の下落が金利の上昇ではなく、信用リスクの増大に起因する場合。

（金銭の信託関係）

1.　運用目的の金銭の信託（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	6,247	—

2.　満期保有目的の金銭の信託はありません。

3.　その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	187	187	—	—	—

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	15,650百万円
減価償却費損金算入限度超過額	1,844百万円
固定資産の減損損失	1,841百万円
有価証券減損損金算入限度超過額	610百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	4,397百万円
繰延ヘッジ損失	3百万円
その他	3,457百万円
繰延税金資産小計	27,804百万円
評価性引当額	△2,208百万円
繰延税金資産合計	25,595百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	140百万円
その他有価証券評価差額金	16,054百万円
その他	52百万円
繰延税金負債合計	16,247百万円
繰延税金資産の純額	9,347百万円

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　12社

松江不動産株式会社
合銀ビジネスサービス株式会社
ごうぎんスタッフサービス株式会社
株式会社ごうぎん代理店
株式会社山陰オフィスサービス
山陰債権回収株式会社
山陰総合リース株式会社
ごうぎん保証株式会社
株式会社ごうぎんクレジット
株式会社山陰経済経営研究所
ごうぎんシステムサービス株式会社
ごうぎんキャピタル株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等　8社

山陰カードビジネス株式会社
ごうぎんキャピタル２号投資事業組合
ごうぎんインベストグロース投資事業有限責任組合
トニー2002投資事業有限責任組合
TONY２号投資事業有限責任組合
山陰事業再生支援２号投資事業有限責任組合
島根新産業創出投資事業有限責任組合
島根産業活性化投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額)、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等　0社

② 持分法適用の関連法人等　0社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　8社

山陰カードビジネス株式会社
ごうぎんキャピタル２号投資事業組合
ごうぎんインベストグロース投資事業有限責任組合
トニー2002投資事業有限責任組合
TONY２号投資事業有限責任組合
山陰事業再生支援２号投資事業有限責任組合
島根新産業創出投資事業有限責任組合
島根産業活性化投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の関連法人等　1社

山陰中小企業再生支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、すべて３月末日であります。

第108期末（平成23年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	269,138	預金	3,487,814
コールローン及び買入手形	71,195	コールマネー及び売渡手形	16,140
買入金銭債権	5,633	債券貸借取引受入担保金	19,431
商品有価証券	522	借用金	108,845
金銭の信託	6,434	外国為替	13
有価証券	1,369,154	その他負債	41,580
貸出金	2,174,443	賞与引当金	1,102
外国為替	7,774	退職給付引当金	11,017
リース債権及びリース投資資産	24,910	役員退職慰労引当金	118
その他資産	38,278	睡眠預金払戻損失引当金	282
有形固定資産	44,998	その他の偶発損失引当金	515
建物	15,916	繰延税金負債	3
土地	25,319	再評価に係る繰延税金負債	3,985
建設仮勘定	95	支払承諾	21,363
その他の有形固定資産	3,667	負債の部合計	3,712,213
無形固定資産	2,353	（純資産の部）	
ソフトウェア	2,049	資本金	20,705
その他の無形固定資産	303	資本剰余金	15,516
繰延税金資産	10,154	利益剰余金	207,163
支払承諾見返	21,363	自己株式	△1,396
貸倒引当金	△49,319	（株主資本合計）	241,988
投資損失引当金	△1,069	その他有価証券評価差額金	24,018
		繰延ヘッジ損益	△4
		土地再評価差額金	2,900
		（その他の包括利益累計額合計）	26,914
		新株予約権	329
		少数株主持分	14,521
		純資産の部合計	283,754
資産の部合計	3,995,967	負債及び純資産の部合計	3,995,967

第108期（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**97,120**
資金運用収益	**64,558**	
貸出金利息	39,278	
有価証券利息配当金	20,902	
コールローン利息及び買入手形利息	312	
買現先利息	11	
預け金利息	414	
その他の受入利息	3,639	
役務取引等収益	**9,560**	
その他業務収益	**21,836**	
その他経常収益	**1,165**	
経常費用		**79,532**
資金調達費用	**9,511**	
預金利息	7,385	
譲渡性預金利息	32	
コールマネー利息及び売渡手形利息	542	
債券貸借取引支払利息	93	
借用金利息	261	
その他の支払利息	1,195	
役務取引等費用	**2,801**	
その他業務費用	**15,381**	
営業経費	**41,182**	
その他経常費用	**10,655**	
貸倒引当金繰入額	7,688	
その他の経常費用	2,966	
経常利益		**17,588**
特別利益		**170**
固定資産処分益	3	
負ののれん発生益	163	
償却債権取立益	3	
特別損失		**1,134**
固定資産処分損	70	
減損損失	914	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	149	
税金等調整前当期純利益		**16,623**
法人税、住民税及び事業税		**5,680**
法人税等調整額		**538**
法人税等合計		**6,219**
少数株主損益調整前当期純利益		**10,404**
少数株主利益		**1,576**
当期純利益		**8,827**

第108期（平成22年４月１日から 平成23年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　　目	金　　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	20,705
当期末残高	20,705
資本剰余金	
前期末残高	15,516
当期変動額	
自己株式の処分	2
自己株式の消却	△2
当期変動額合計	—
当期末残高	15,516
利益剰余金	
前期末残高	200,876
当期変動額	
剰余金の配当	△1,515
当期純利益	8,827
自己株式の消却	△1,391
土地再評価差額金の取崩	366
当期変動額合計	6,286
当期末残高	207,163
自己株式	
前期末残高	△609
当期変動額	
自己株式の取得	△2,224
自己株式の処分	43
自己株式の消却	1,394
当期変動額合計	△787
当期末残高	△1,396
株主資本合計	
前期末残高	236,488
当期変動額	
剰余金の配当	△1,515
当期純利益	8,827
自己株式の取得	△2,224
自己株式の処分	45
自己株式の消却	—
土地再評価差額金の取崩	366
当期変動額合計	5,499
当期末残高	241,988
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	23,894
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	124
当期変動額合計	124
当期末残高	24,018

科　　　　　　　　目	金　　　　　　　　額
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	210
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△214
当期変動額合計	△214
当期末残高	△4
土地再評価差額金	
前期末残高	3,267
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△366
当期変動額合計	△366
当期末残高	2,900
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	27,372
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△457
当期変動額合計	△457
当期末残高	26,914
新株予約権	
前期末残高	231
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	98
当期変動額合計	98
当期末残高	329
少数株主持分	
前期末残高	13,308
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,212
当期変動額合計	1,212
当期末残高	14,521
純資産合計	
前期末残高	277,401
当期変動額	
剰余金の配当	△1,515
当期純利益	8,827
自己株式の取得	△2,224
自己株式の処分	45
土地再評価差額金の取崩	366
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	853
当期変動額合計	6,353
当期末残高	283,754

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1.　会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ﾛ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(ｲ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　15年～50年

その他　　5年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

なお、破綻懸念先及び要注意先のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、同役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(11) その他の偶発損失引当金の計上基準

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の固定金利貸出金やデリバティブを内包した仕組預金に対して個別に金利スワップ取引等の紐付けを行い、金利スワップの特例処理、あるいは繰延ヘッジを行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年３月31日) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日) を適用しております。

これにより、経常利益は22百万円減少し、税金等調整前当期純利益は172百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は295百万円であります。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第５号平成23年３月25日) により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号) 別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年９月21日) により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号) 別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 (連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く) 2,131百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,724百万円、延滞債権額は53,730百万円であります。
   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は870百万円であります。
   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,664百万円であります。
   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,989百万円であります。
   なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6.　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,033百万円であります。

7.　ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、32,442百万円であります。

8.　担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	286,720百万円
リース債権及び リース投資資産	12,990百万円
その他資産	2,863百万円

担保資産に対応する債務

預　　金	102,896百万円
債券貸借取引受入担保金	19,431百万円
借 用 金	107,315百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券89,202百万円及びその他資産16百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は502百万円であります。

9.　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、583,990百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが568,875百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10.　土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

9,784百万円

11.　有形固定資産の減価償却累計額	49,819百万円
12.　有形固定資産の圧縮記帳額	1,471百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は22,646百万円であります。

14. １株当たりの純資産額　1,620円64銭

15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　122百万円

16. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

項目	金額
退職給付債務	△32,758百万円
年金資産（時価）	15,761百万円
未積立退職給付債務	△16,997百万円
会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
未認識数理計算上の差異	6,490百万円
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△511百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△11,017百万円
前払年金費用	－百万円
退職給付引当金	△11,017百万円

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却251百万円、株式等償却1,107百万円及び貸出債権等の売却に伴う損失291百万円を含んでおります。

2. １株当たり当期純利益金額　52円76銭

3. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　52円65銭

4. 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております（ただし、連携して営業を行っている出張所・代理店は当該営業店単位に含む)。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。賃貸資産は、原則賃貸先毎にグルーピングを行っております。

また、連結される子会社及び子法人等は、主として各社を１単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の資産グループ（営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下がみられる営業店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計914百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地　域	主な用途	種　類	減損損失
山陰地区	営業店舗	土地・建物	803百万円
山陰地区	遊休資産	土地・建物	30百万円
その他	営業店舗	土地・建物	77百万円
その他	遊休資産	土地・建物	2百万円
合　計			914百万円

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省）に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の資産については、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした正味売却価額により評価しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

		前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式						
	普通株式	169,927	―	2,000	167,927	(注)1.
	合計	169,927	―	2,000	167,927	
自己株式						
	普通株式	773	3,286	2,056	2,003	(注)2.
	合計	773	3,286	2,056	2,003	

(注) 1. 発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の増加のうち1,747千株は株式会社ごうぎんクレジットの一部事業を承継する吸収分割に対する反対株主からの自己株式の買取り、1,500千株は自己株式の市場買付、39千株は単元未満株式の買取請求によるものであります。また、自己株式の減少のうち2,000千株は自己株式の消却、48千株は新株予約権の行使、8千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					329	
合計		―					329	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月24日定時株主総会	普通株式	845百万円	5.0円	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年11月12日取締役会	普通株式	669百万円	4.0円	平成22年9月30日	平成22年12月10日
合計	―	1,515百万円	―	―	―

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月24日定時株主総会	普通株式	829百万円	利益剰余金	5.0円	平成23年3月31日	平成23年6月27日

（金融商品関係）

1.　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。そのため、金利変動による金融資産及び金融負債の価値や収益の変動リスク（金利リスク）や、取引先の倒産や経営状態の悪化により、貸出金の元本や利息の回収が困難になり損失を被るリスク（信用リスク）を有しております。また、有価証券投資業務においては、金利リスク、信用リスクに加え、株式などの価格変動リスクを有しております。当行では、これらリスクの適正化と収益の極大化を目指して、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクを有しております。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、売買目的、満期保有目的及びその他有価証券として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスク及び価格変動リスクを有しております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先の預金であり、金利リスクを有しております。また、借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを有しております。

デリバティブ取引について、通貨関連取引には先物為替予約、通貨スワップ、通貨オプションがあり、金利関連取引には金利スワップ取引や金利先物取引があります。このうち、金利スワップや先物為替予約などのヘッジ目的のデリバティブ取引で、要件を満たすものについては行内規定に基づいてヘッジ会計を適用しております。一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、金利リスク、価格変動リスク、信用リスク等を有しております。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

信用リスクの管理は、「内部格付制度」をベースとして、「個別案件の厳正な審査・管理（ミクロの信用リスク管理）」と、「信用リスクの計量化によるポートフォリオの管理と適切な運営（マクロの信用リスク管理）」及び「厳正な自己査定とそれに伴う適切な償却・引当の実施」を基本に行っております。

リスク量の管理態勢としては、自己査定・格付、償却・引当の状況、ＶａＲ等リスク計量化の状況、与信集中の状況、貸出採算の状況、不良債権処理の状況等について、定期的にローンレビュー（常務会）や信用リスク管理委員会、ＡＬＭ委員会を開催し、報告を行っているほか、必要に応じて常務会を開催し、協議等を行っております。また、信用リスクに対し資本配賦を行い、モニタリングすることで、経営体力（自己資本）の範囲内にリスク量をバランスさせております。

②　市場リスクの管理

(ｉ)市場リスクの管理に係る定性的情報

市場リスクの管理については、原則としてＶａＲを用いて、リスク量を把握・管理しております。

また、市場リスクに対し資本配賦を行い、モニタリングすることで、経営体力（自己資本）の範囲内にリスク量をバランスさせております。そのほか、有価証券については、総合損益管理として「総合損益（＝評価損益前期末比増減＋実現損益）＋手仕舞いコスト」が資本配賦額の一定レベルを超過した場合の対応を定め、期間損益に関する管理も行っております。

管理態勢としては、リスク量の水準について日次で把握・管理を行っているほか、月次で行われるＡＬＭ委員会においてもＶａＲの水準、総合損益管理の状況及び評価損益額などを報告し、リスク量の把握、適切なリスクコントロールの手段の協議・決定を行っております。

（ⅱ）市場リスクの管理に係る定量的情報

(ｱ) 有価証券リスク

当行では、保有する有価証券に関するＶａＲの算出においては、原則ヒストリカル・シミュレーション法を採用しております。なお、一部時価の把握が困難な商品（注）については、取得原価等に対して一定の掛け目を乗じてリスク量を算出しております。

ＶａＲ計測の前提条件は、保有期間60日（ただし政策投資株式は120日）、信頼水準99％、観測期間１年として、日次で計測を行っております。

当連結会計年度末現在における市場リスク量は、53,934百万円となっております。

(注)　ＣＭＯ、投資信託以外のその他の証券、非上場株式（子会社及び子法人等株式を除く）、債券の信用リスク（除く私募の事業債）

なお、当行では、使用するＶａＲモデルについて、ＶａＲと日次損益を比較するバックテスティングを実施し、有効性を検証しております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(ｲ) 預貸金利リスク（有価証券以外の金融商品）

当行では、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く。）に関するＶａＲの算出においては、分散・共分散法を採用しております。また、流動性預金については、コア預金内部モデルを採用しております。なお、一部オプションを内包した貸出については、残高に一定の掛け目を乗じてリスク量を算出しております。

ＶａＲ計測の前提条件は、保有期間60日、信頼水準99％、観測期間１年として、月次でリスク量の計測を行っております。当連結会計年度末現在における預貸金利リスク量は、△8,600百万円となっております。なお、預貸金利リスクの計測対象としている金融商品においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体では価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

ただし、ＶａＲは過去の金利変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど金利環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクについては、日々資金ギャップ限度額による管理を行っております。また、月次ベースで資金繰りの予想・実績を作成し、計画との差異を検証しております。

さらに、緊急時に備えて組織体制や対応策などをまとめたコンティンジェンシープランを策定しております。なお、当行では国債等流動化可能債券やその他流動性の高い資産を潤沢に保有しており、流動性リスクに対して万全の態勢を整備しております。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.　金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目及び時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
(1) 現金預け金	269,138	269,138	―
(2) コールローン及び買入手形	71,195	71,195	―
(3) 有価証券(*1)			
満期保有目的の債券	26,147	26,151	3
その他有価証券	1,334,222	1,334,222	―
(4) 貸出金	2,174,443		
貸倒引当金 (*1)	△46,240		
	2,128,203	2,163,422	35,219
資産計	3,828,908	3,864,131	35,222
(1) 預金	3,487,814	3,492,475	4,661
(2) 借用金	108,845	108,892	47
負債計	3,596,659	3,601,367	4,708
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	314	314	―
ヘッジ会計が適用されているもの	6,468	6,468	―
デリバティブ取引計	6,783	6,783	―

(*1)　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
(*2)　その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、合計で正味の債務となる項目はありません。

(注) 1.　金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格を時価としております。債券は日本証券業協会等の公表市場価格、情報ベンダー算定価格、ブローカー提示価格の優先順位で時価としております。投資信託は公表基準価格、ブローカー提示価格の優先順位で時価としております。

自行保証付私募債は、内部格付、保全、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、保全、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計により、ヘッジ対象として貸出金と一体として処理されている金利スワップ取引の時価は、当該貸出金の時価に含めて記載しております。

負　債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金の種類及び期間に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計により、ヘッジ対象として預金と一体として処理されている金利スワップ取引の時価は、当該預金の時価に含めて記載しております。

(2) 借用金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格を時価としております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により時価を算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

通貨関連取引については、割引現在価値により時価を算定しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び預金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸出金及び預金の時価に含めて記載しております。

2.　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

区　分	連結貸借対照表計上額 （百万円）
①非上場株式（*1）（*2）	4,781
②組合出資金（*3）	3,984
③その他	18
合　計	8,784

(*1)　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)　当連結会計年度において、非上場株式について175百万円減損処理を行っております。

(*3)　組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

3.　金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1 年 超 3年以内 (百万円)	3 年 超 5年以内 (百万円)	5 年 超 7年以内 (百万円)	7 年 超 10年以内 (百万円)	10 年 超 (百万円)
預け金	227,346	―	―	―	―	―
コールローン 及び買入手形	71,195	―	―	―	―	―
有価証券						
満期保有目的の債券	6,272	14,566	5,108	200	―	―
その他有価証券の うち満期があるもの	28,109	270,491	164,586	190,629	575,310	24,561
貸出金	632,585	458,727	378,580	183,629	176,502	344,419
合計	965,508	743,784	548,275	374,458	751,813	368,981

4.　借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1 年 超 3年以内 (百万円)	3 年 超 5年以内 (百万円)	5 年 超 7年以内 (百万円)	7 年 超 10年以内 (百万円)	10 年 超 (百万円)
預金(*)	2,945,102	476,735	65,976	―	―	―
借用金	98,095	7,675	3,075	―	―	―
合計	3,043,197	484,410	69,051	―	―	―

(*)　預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1.　売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1

2.　満期保有目的の債券（平成23年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,501	2,530	29
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	14,590	14,705	115
	その他	―	―	―
	小計	17,091	17,236	145
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,000	998	△1
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	8,056	7,916	△139
	その他	―	―	―
	小計	9,056	8,914	△141
合計		26,147	26,151	3

3.　その他有価証券（平成23年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,869	11,603	5,265
	債券	1,185,177	1,146,311	38,866
	国債	965,142	933,502	31,640
	地方債	158,222	153,099	5,122
	短期社債	―	―	―
	社債	61,812	59,709	2,102
	その他	26,968	26,287	681
	小計	1,229,015	1,184,202	44,813
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	21,796	25,660	△3,864
	債券	52,898	53,344	△446
	国債	―	―	―
	地方債	2,136	2,190	△53
	短期社債	―	―	―
	社債	50,761	51,154	△393
	その他	30,511	30,807	△295
	小計	105,206	109,812	△4,605
合計		1,334,222	1,294,015	40,207

4.　当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
国　　債	―	―	―
地 方 債	―	―	―
短期社債	―	―	―
社　　債	50	50	0
そ の 他	―	―	―
合　計	50	50	0

（売却の理由）　買入消却によるものであります。

5.　当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株　　式	6,761	573	1,126
債　　券	518,646	6,552	1,781
国　　債	503,100	6,061	1,692
地 方 債	10,313	317	―
短期社債	―	―	―
社　　債	5,232	173	89
そ の 他	12,933	259	979
合　計	538,342	7,386	3,886

6.　減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、936百万円（うち債券３百万円、株式932百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるのは、下記(1)または(2)の①から③のいずれかに該当した場合としております。

(1)　基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ50％以上下落した場合。

(2)　基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ30％以上下落した場合。

①　株式・投資信託は、時価が基準日から起算して過去１年間に一度も取得原価の70％を超えていない場合。ただし、基準日より１年以内に新規取得した銘柄で30％以上下落した銘柄は、個別にその下落要因等を検討し、回復可能性の判定を行う。

②　株式は、当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または２期連続して当期損失を計上した場合。

③　債券は、時価の下落が金利の上昇ではなく、信用リスクの増大に起因する場合。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成23年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	6,247	―

2. 満期保有目的の金銭の信託はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	187	187	―	―	―

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費　138百万円

2. ストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　17名 当行監査役　５名	当行取締役　17名 当行監査役　５名	当行取締役　17名 当行監査役　５名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 163,500株	普通株式 180,700株	普通株式 224,000株
付与日	平成20年７月25日	平成21年７月23日	平成22年７月23日
権利確定条件	定めておりません	定めておりません	定めておりません
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	平成20年７月26日から 平成45年７月25日まで	平成21年７月24日から 平成46年７月23日まで	平成22年７月24日から 平成47年７月23日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

3.　ストック・オプションの規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの数

	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
権利確定前			
期首数	139,600株	180,700株	—
付与数	—	—	224,000株
権利失効数	—	—	—
権利確定数	22,900株	25,300株	—
権利未確定残数	116,700株	155,400株	224,000株
権利確定後			
期首数	—	—	—
権利確定数	22,900株	25,300株	—
権利行使数	22,900株	25,300株	—
権利不行使による失効数	—	—	—
権利未行使残数	—	—	—

(注)　株式数に換算して記載しております。

(2) 単価情報

	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
権利行使価格（注）	1円	1円	1円
行使時平均株価	749円	664円	—
付与日における公正な評価単価（注）	878円	804円	609円

(注)　1株当たりに換算して記載しております。

4.　ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法　　ブラック・ショールズモデル

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成22年ストック・オプション
予想残存期間（注1）	4.7年
算定時点における株価	651円
株価変動性（注2）	29.613%
予想配当率（注3）	1.382%
無リスク利子率（注4）	0.3205%

(注) 1.　過去12年間の取締役及び監査役の就任から退任までの期間及び退任時の年齢をもとに、本件付与後の取締役及び監査役の平均在任期間を見積っております。
2.　予想残存期間（4.7年）に対応する期間の株価をもとに算定した、週次ヒストリカル・ボラティリティを採用しております。
3.　平成22年3月期の配当額を算定基準日における株価で除した値としております。
4.　予想残存期間（4.7年）に近似する長期国債複利利回りの平均値を採用しております。

5.　ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月12日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　河　野　　明　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　根　津　昌　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久　保　　隆　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月12日

株式会社 山陰合同銀行
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河　野　　　明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　津　昌　史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久　保　　　隆	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

株式会社 山陰合同銀行　監査役会

常勤監査役 中　谷　喜久雄 ㊞

常勤監査役 廣　瀬　方　利 ㊞

社外監査役 中　村　寿　夫 ㊞

社外監査役 河　本　充　弘 ㊞

社外監査役 川　中　修　一 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様への積極的かつ安定的な利益還元を実施していく基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

配当につきましては、安定配当を維持しつつ業績に応じた配当を行う「業績連動配当」を取り入れております。これに基づき、当期の期末配当は、１株当たり５円とし、中間配当を含めた年間配当は１株当たり９円とさせていただきたいと存じます。

(1)　配当財産の種類

金銭

(2)　配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき５円

総額　829,619,810円

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年６月27日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

(1)　増加する剰余金の項目およびその額

別段積立金　6,000,000,000円

(2)　減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　6,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

1.　提案の理由

「経営に関する意思決定機能および業務執行監督機能」と「業務執行機能」を明確に分離し、コーポレートガバナンスの強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入することに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

(1) 執行役員制度の導入に併せて、取締役会が的確かつ迅速な意思決定を行うことができるよう、現行定款第19条の取締役の員数を20名以内から10名以内に変更するものであります。

(2) 副頭取、専務、常務については、執行役員の役位とするため、現行定款第22条第２項から「取締役副頭取」「専務取締役」および「常務取締役」を削除するものであります。

2.　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款・変更案対照表（下線は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の員数） 第19条　当銀行の取締役は<u>20</u>名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当銀行の取締役は<u>10</u>名以内とする。
（代表取締役、役付取締役） 第22条　（条文省略） ②　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取<u>、取締役副頭取</u>各１名<u>、専務取締役３名以内、常務取締役若干名</u>を定めることができる。	（代表取締役、役付取締役） 第22条　（現行のとおり） ②　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取各１名を定めることができる。

※　上記対照表では、変更の対象となる規定のみを示しております。

第３号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（17名）が任期満了となります。つきましては、第２号議案記載の執行役員制度の導入に伴い、取締役会構成員の最適化を図るため取締役９名を減員し、取締役８名の選任を願いたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番　号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	ふるせ　まこと 古　瀬　　誠 （昭和21年８月６日生）	昭和44年４月　当行入行 平成６年７月　松江駅前支店長 平成８年10月　業務渉外部長 平成10年11月　営業統括部長 平成12年４月　ＲＭ推進部長 平成12年６月　取締役総合企画部長 平成13年６月　常務取締役　総合企画部長 平成14年６月　専務取締役　総合企画部長 平成14年11月　専務取締役 平成17年６月　取締役副頭取 平成19年６月　取締役頭取（現任）	株 25,000
2	くぼた　いちろう 久保田　一　朗 （昭和26年11月４日生）	昭和49年４月　当行入行 平成８年４月　乃木支店長 平成10年７月　出雲駅前支店長 平成12年６月　大阪支店長 平成14年11月　本店営業部長 平成16年６月　取締役鳥取営業部長 平成17年６月　常務取締役　鳥取営業部長 平成18年４月　常務取締役　鳥取駐在　鳥取営業本部副本部長 平成19年６月　専務取締役（現任） （現在の担当）　営業企画、営業推進、地域振興、市場営業	17,006
3	のざか　まさし 野　坂　正　史 （昭和28年２月15日生）	昭和50年４月　当行入行 平成７年７月　米子駅前支店長 平成10年８月　営業統括部部長代理 平成12年４月　ＲＭ推進部次長 平成13年６月　ＲＭ推進部長 平成16年６月　取締役総合企画部長 平成17年７月　取締役経営企画部長 平成18年６月　常務取締役 平成20年６月　専務取締役（現任） （現在の担当）　ＣＲ統括、総合事務、システム	24,417

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
4	かんばらたくま 神原卓磨 （昭和28年５月25日生）	昭和51年４月　当行入行 平成13年４月　融資部次長 平成13年７月　米子西支店長 平成14年６月　融資部長 平成17年７月　ＣＲ統括部長 平成18年６月　取締役経営企画部長 平成20年４月　常務取締役（現任） （現在の担当）　審査、本部業務集中センター	株 9,000
5	いしまるふみお 石丸文男 （昭和29年10月28日生）	昭和52年４月　当行入行 平成10年７月　桜谷支店長 平成13年６月　総合企画部ＡＬＭ室長 平成15年６月　広島支店長 平成18年４月　鳥取営業部長 平成19年６月　取締役鳥取営業部長 平成20年４月　取締役経営企画部長 平成21年６月　常務取締役　経営企画部長 平成22年６月　常務取締役（現任） （現在の担当）　経営企画、証券国際	6,000
6	たごひでと 多胡秀人 （昭和26年11月２日生）	昭和49年４月　株式会社東京銀行（現三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 昭和63年８月　フランス・インドスエズ銀行東京支店資本市場部長 平成４年１月　ナショナル・ウエストミンスター銀行東京支店業務推進部長 平成９年４月　有限会社多胡事務所代表取締役（現任） 平成11年４月　デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社（現アビームコンサルティング株式会社）パートナー（執行役員） 平成15年６月　アビームコンサルティング株式会社　顧問（現任） 平成16年６月　株式会社鹿児島銀行監査役 平成19年６月　当行取締役（現任） 平成19年６月　株式会社鹿児島銀行取締役（現任）	3,000

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
7	たなべ　まさたか 田　部　真　孝 （昭和54年８月４日生）	平成22年４月　株式会社田部代表取締役社長（現任） 平成22年４月　樹徳産業株式会社代表取締役社長（現任） 平成22年４月　有限会社松陽印刷所代表取締役社長（現任） 平成22年６月　山陰中央テレビジョン放送株式会社取締役（現任） 平成22年12月　有限会社ジェー・アンド・ティー代表取締役社長（現任） 平成23年４月　公益財団法人田部美術館代表理事（現任）	株 ―
8	ふくい　こういちろう 福　井　宏一郎 （昭和22年10月26日生）	昭和46年７月　日本開発銀行入行 平成９年９月　日本開発銀行国際協力審議役 平成11年10月　日本政策投資銀行国際協力部長 平成12年10月　ＫＤＤＩ株式会社理事 平成16年７月　特命全権大使（在ブルガリア） 平成19年10月　日本カーボンファイナンス株式会社常務取締役 平成20年３月　日本カーボンファイナンス株式会社社長 平成23年４月　日本カーボンファイナンス株式会社特別顧問（現任） 平成23年４月　株式会社日本経済研究所参与（現任）	―

（注）1.　候補者と当行との特別の利害関係について

当行は、田部真孝氏ならびに同氏が代表取締役社長である「株式会社田部」および「樹徳産業株式会社」に対し、貸出等の取引があります。

2.　多胡秀人氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、地域金融機関を中心とした経営コンサルティング業務での豊富な経験を活かし、高い見識からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年間であります。

3.　田部真孝氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、地元経済界を代表し、高い見識からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して選任をお願いするものであります。

4.　福井宏一郎氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、金融分野全般を中心とした幅広い知識と豊富な経験を活かし、高い見識からの当行経営全般に対する助言ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能を期待して選任をお願いするものであります。

5.　多胡秀人氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合引き続き独立役員となる予定です。また、福井宏一郎氏が原案どおり選任された場合新たに独立役員となる予定です。

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役中谷喜久雄、中村寿夫の両氏が任期満了となりますので、監査役２名の選任を願いたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	いなば ひさかず 稲場久和 （昭和30年２月28日生）	昭和52年４月　当行入行 平成11年７月　三隅支店長 平成13年７月　豊岡支店長 平成16年２月　益田支店長 平成18年２月　広島支店長 平成20年６月　取締役ＣＲ統括部長 平成21年６月　取締役　浜田駐在　石見営業本部長（現任）	株 5,000
2	なかむら ひさお 中村寿夫 （昭和26年８月23日生）	昭和53年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会入会） 昭和57年４月　島根県弁護士会入会（登録換） 松江市にて開業 中村法律事務所代表（現在） 平成６年６月　当行監査役（現任）	21,050

（注）1.　当行は、中村寿夫氏と顧問契約を締結しております。

2.　中村寿夫氏は、社外監査役候補者であります。

同氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高い見識および法律の専門性を期待して選任をお願いするものであります。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同様の理由から社外監査役として適切に職務を遂行いただけるものと判断しております。

なお、同氏の当行社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって17年間であります。

3.　中村寿夫氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合引き続き独立役員となる予定です。

第５号議案　取締役の報酬額改定の件

取締役の確定金額報酬につきましては、平成６年６月29日開催の第91期定時株主総会において、年額３億５千万円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、執行役員制度の導入に伴い、取締役の員数を減員いたしますので、その取締役の員数を考慮いたしまして、年額２億５千万円以内（うち社外取締役分は年額３千万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

また、取締役の業績連動報酬につきましては、平成20年６月26日開催の第105期定時株主総会において、確定金額報酬とは別枠で、次表の現行業績連動報酬枠欄に記載のとおりご承認いただき、今日に至っておりますが、確定金額報酬と同様の理由から、今期（109期）の業績に連動して来期（110期）支払う報酬より、上記確定金額報酬とは別枠として、次表のとおり改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は17名（うち社外取締役２名）でありますが、第３号議案が承認されますと、本総会終結の時から取締役は８名（うち社外取締役３名）となります。

現行業績連動報酬枠・改定案対照表（下線は改定部分を示します）

※　年額

当期純利益（単体）	現行業績連動報酬枠 （うち社外取締役分）	改　定　案 （うち社外取締役分）
100億円超	90百万円（３百万円以内）	63百万円（９百万円以内）
90億円超～100億円以下	80百万円（３百万円以内）	56百万円（８百万円以内）
80億円超～ 90億円以下	70百万円（２百万円以内）	49百万円（７百万円以内）
70億円超～ 80億円以下	60百万円（２百万円以内）	42百万円（６百万円以内）
60億円超～ 70億円以下	50百万円（２百万円以内）	35百万円（５百万円以内）
50億円超～ 60億円以下	40百万円（２百万円以内）	28百万円（４百万円以内）
50億円以下	0	0

第６号議案　取締役および監査役に対するストック・オプション報酬額の改定および新株予約権の内容変更の件

取締役に対するストック・オプション報酬額につきましては、平成20年６月26日開催の第105期定時株主総会において、年額１億５千万円以内（うち社外取締役分は５百万円以内）で新株予約権を割り当てることにつきご承認いただき、今日に至っておりますが、執行役員制度の導入に伴い、取締役の員数を減員いたしますので、その取締役の員数を考慮いたしまして、第５号議案の確定金額報酬および業績連動報酬とは別枠で、年額７千５百万円以内（うち社外取締役分は750万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、監査役に対するストック・オプション報酬額につきましては、平成20年６月26日開催の第105期定時株主総会においてご承認いただいた金額（年額２千万円以内）のままとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は17名（うち社外取締役２名）でありますが、第３号議案が承認されますと、本総会終結の時から取締役は８名（うち社外取締役３名）となります。なお、支給時期、配分等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

また、報酬額の改定および執行役員制度の導入に伴い、新株予約権の内容を次のとおり変更させていただきたいと存じます。

現行新株予約権の内容・変更案対照表（下線は変更部分を示します）

現行新株予約権の内容	変　　更　　案
(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数 新株予約権の個数 取締役は2,500個（うち社外取締役分は80個以内）、監査役は330個を１年間の上限といたします。 目的となる株式 取締役は当行普通株式250千株（うち社外取締役分は８千株以内）、監査役は当行普通株式33千株を１年間の上限といたします。 (5) 新株予約権の主な条件 新株予約権者は、当行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものといたします。	(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数 新株予約権の個数 取締役は1,240個（うち社外取締役分は120個以内）、監査役は330個を１年間の上限といたします。 目的となる株式 取締役は当行普通株式124千株（うち社外取締役分は12千株以内）、監査役は当行普通株式33千株を１年間の上限といたします。 (5) 新株予約権の主な条件 新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものといたします。

（ご参考）

1.　新株予約権の内容（変更後）

(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の個数　取締役は1,240個（うち社外取締役分は120個以内）、監査役は330個を１年間の上限といたします。

目的となる株式　取締役は当行普通株式124千株（うち社外取締役分は12千株以内）、監査役は当行普通株式33千株を１年間の上限といたします。

新株予約権１個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株といたします。なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等により、付与株式数を変更することが適切な場合は、必要な調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転される株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内といたします。

(5) 新株予約権の主な条件

新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものといたします。

(6) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

2.　執行役員制度の導入に併せて、当行の執行役員に対しても同様の株式報酬型ストック・オプション制度を導入したいと存じます。なお、平成23年５月13日開催の取締役会において、既に執行役員10名（取締役を兼務する者を除きます。）を選任しております（就任は本総会終結の時となります。）。

3.　既発行のストック・オプションについても、執行役員制度の導入に伴い、上記と同様に、新株予約権の行使条件を変更しております。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1.　インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト(http://www.e-kosi.jp) をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
操作方法の詳細につきましてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

(3) インターネットによる議決権行使は、平成23年6月23日(木曜日)午後5時15分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

(4) 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(5) インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

(6) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

(7) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

A.　パソコンを利用する場合

a)インターネットにアクセスできること。

b)インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver.6.0以上を使用できること。

c)ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

d)議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe Reader ver.6.0以上を使用できること。

※MicrosoftおよびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe Readerは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国ならびに他の国における商標または登録商標です。

B.　携帯電話を利用する場合

a)「ｉモード®」、「EZweb」、「Yahoo！ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。

b)暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

※「ｉモード」は、株式会社NTTドコモの登録商標です。

※「EZweb」は、KDDI株式会社の登録商標です。

※「Yahoo！」は、米国Yahoo！Inc.の登録商標または商標です。

2.　議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　日本証券代行㈱代理人部　IT総会ヘルプデスク
【専用ダイヤル】　0120－707－743（フリーダイヤル）
受付時間　9:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

株主総会会場ご案内略図

会　場　　島根県松江市魚町10番地
当行本店（3階大ホール）
電話（0852）55―1000

※駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。